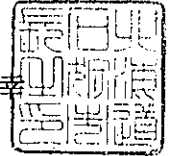


石子家第 2 4 8 5 号
令和 3 年 2 月 12 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田 直範 様

石狩市長 加藤 龍 幸



児童扶養手当調整制度改正周知のためのひとり親世帯臨時特別給付金（公的年金給付等）申請者情報利用について

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。これまで、障害基礎年金等を受給している方については、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の額を上回る場合はその差額を受け取ることができましたが、上回ることがほとんどないため、児童扶養手当を受給できませんでした。

このため、厚生労働省では、令和 2 年 6 月 5 日付けで「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」を公布し、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるよう、制度を改正しました。

この制度改正に伴い、厚生労働省は令和 2 年 6 月 17 日付け事務連絡において、「ひとり親世帯臨時特別給付金の申請者のうち、障害年金を受給している方について、氏名、生年月日、性別及び住所等に関する情報のリストを作成し、併給調整の見直しにより新たに児童扶養手当の受給対象となる方に対する請求勧奨を実施する」よう全国の市町村等へ通知を発出しているところです。

これを受け、当市においては、ひとり親世帯臨時特別給付金の申請情報のうち、公的年金等給付受給者の氏名、生年月日、住所、年金種別等の情報を目的外利用して、対象となりうるひとり親の方を特定し、上記法律が施行される令和 3 年 3 月 1 日までに制度改正を周知し、申請を促したいと考えております。

以上の個人情報の目的外利用の可否について、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

- 1 個人情報の目的外利用の内容（ひとり親世帯臨時特別給付金申請情報）
別紙

（保健福祉部子ども家庭課）

別紙

1 個人情報の目的外利用の内容

(ひとり親世帯臨時特別給付金申請情報)

① 対象者

ひとり親世帯臨時特別給付金申請者（公的年金等給付受給者）

② 情報内容

ひとり親世帯臨時特別給付金申請情報

	日本語項目名	備考
1	宛名番号（個人番号・世帯番号）	個人特定のため収集
2	氏名	確認必要情報
3	住所	確認必要情報
4	生年月日	個人特定のため収集
5	年金種別	確認必要情報

令和3年2月18日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範



令和3年2月12日付け石子家第2485号をもって諮問のあり
ました、「児童扶養手当調整制度改正周知のためのひとり親世帯臨時
特別給付金（公的年金給付等）申請者情報利用について」を審査し
た結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。